種一政令番号	CAS番号	物質名	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	急がん性クラス（前回答申）	急がん性クラス	生殖毒性クラス（前回答申）	生殖毒性クラス	変異原性クラス（前回答申）	変異原性クラス	経口慢性クラス（前回答申）	経口慢性クラス	吸入慢性クラス（前回答申）	吸入慢性クラス	作業環境クラス（前回答申）	作業環境クラス	感作性クラス（前回答申）	感作性クラス	生態毒性クラス（前回答申）	生態毒性クラス	オゾンクラス（前回答申）	オゾンクラス	総合製造・輸入量区分	PRTR届出・推計がないもの	総合モニタリング検出結果	モニタリングの出典	有害性クラスが全て該当しない【毒性からの除外候補】a（25物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計ゼロ」又は「現行第一種」【暴露からの除外候補】b（22物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計がある」【暴露からの除外要検討】c（31物質）	除外候補 a+b（48物質）	除外右要検討 a+c（28物質）	見直し後の第一種、第二種の区分	見直し後の特定第一種の区分
1-300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物												2	2	1	1					1								一種→一種	
1-301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	農薬							3	3								1			1								一種→一種	
1-302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン	失効農薬							2	3			3	3				1			5		Y	①					一種→二種	
1-303	87-86-5	ペンタクロロフェノール		2	2					1	1			3	3			1	1			3		YY	①					一種→一種	
1-304	-	ほう素及びその化合物※3												1	1							1		YY	②					一種→一種	
1-305	75-44-5	ホスゲン												2								1								一種→除外	
1-306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル		2	2					1	1				1				1			5		YY	①					一種→一種	
1-307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)																1	1			1								一種→一種	
1-308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル																1	2			1								一種→一種	
1-309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル																2	1			1		YY	①					一種→一種	
1-310	50-00-0	ホルムアルデヒド		2	1			1	1		3		2	2		1	1		2			1		YY	①					一種→一種	特定第一種
1-311	-	マンガン及びその化合物										1	1	2	2				1			1		YY	②					一種→一種	
1-312	85-44-9	無水フタル酸												3		1	1					1								一種→一種	
1-313	108-31-6	無水マレイン酸												2		1	1					1								一種→一種	
1-314	79-41-4	メタクリル酸								2***	2***	3***	3***									1		YY	①					一種→一種	
1-315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル																1	2			1		Y	①					一種→一種	
1-316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル						1	1									2	2			1								一種→一種	
1-317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル																2				2				1			1	一種→除外	
1-318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル																2	2			1								一種→一種	
1-319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル																2	2			1								一種→一種	
1-320	80-62-6	メタクリル酸メチル														1	1					1		Y	①					一種→一種	
1-321	126-98-7	メタクリロニトリル												3	3							5					1		1	一種→要検討	
1-322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	農薬							3									2			1								一種→一種	
1-323	100-61-8	N-メチルアニリン												3	3			1	2			2		*	①					一種→二種	
1-324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	農薬							3									1			1								一種→一種	
1-325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	農薬							3	3								1			1								一種→一種	
1-326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル	失効農薬						1					3	3				1			5					1		1	一種→要検討	
1-327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	農薬及びその他の用途						1	2	2			2	2			1	1			1		*	①					一種→一種	
1-328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル	農薬							3									1			5					1		1	一種→要検討	
1-329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	農薬					1			3							1	1			1		*	①					一種→一種	
1-330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	農薬							3	3							2	1			1		*	②					一種→一種	

種-政令番号	CAS番号	物質名	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	発がん性クラス（前回審議）	発がん性クラス	生殖毒性クラス（前回審議）	生殖毒性クラス	変異原性クラス（前回審議）	変異原性クラス	経口慢性クラス（前回審議）	経口慢性クラス	吸入慢性クラス（前回審議）	吸入慢性クラス	作業環境クラス（前回審議）	作業環境クラス	蓄積性クラス（前回審議）	蓄積性クラス	生態毒性クラス（前回審議）	生態毒性クラス	オゾンクラス（前回審議）	オゾンクラス	総合製造・輸入量区分	PRTR届出・推計がないもの	総合モニタリング検出結果	モニタリングの出典	有害性クラスが全て該当しない【毒性がらの除外根拠】a.（25物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計ゼロ」又は「現行第二種」【暴露からの除外根拠】b.（22物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計がある」【暴露からの除外を要検討】c.（3物質）	除外根拠 a-b（46物質）	除外を要検討 c-a（28物質）	見直し後の第一種、第二種の区分	見直し後の特定第一種の区分
2-075	82657-04-3	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	農薬							3	3							1				2									二種→二種	
2-076	79277-27-3	メチル=3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-2-テノアート	農薬							3												2				1			1		二種→除外	
2-077	101-61-1	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)		2	2																	2									二種→二種	
2-078	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート											1	1	1	1	1					1									二種→一種	
2-079	6864-37-5	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)										2***	3***					2				2									二種→二種	
2-080	22248-79-9	りん酸(Z)-2-クロロ-1-(2,4,5-トリクロロフェニル)ビニル=ジメチル	失効農薬							3								1				3					1		1		二種→除外	
2-081	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)																2	2			2		YY	①						二種→一種	

※1 有害性情報の精査により、名称を「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が11から14までのもの及びその混合物に限る。）」に変更
※2 追加候補物質とのグループ化により、名称を「バナジウム及びその化合物」に変更。これに伴い総合製造・輸入量は「1」に相当
※3 有害性情報の精査により、名称を「ほう素化合物」に変更
※4 追加候補物質とのグループ化により、名称を「トリレンジイソシアネート」に変更